

## 社会福祉法人たかずや福社会役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人たかずや福社会の役員、評議員、顧問及び委員の報酬等について定めるものである。

### (定義)

第2条 この規程において役員とは、理事及び監事をいう。

2 委員とは、法人及び施設の事業経営を推進するために、理事会の議決により理事長が委嘱した者をいう。

### (理事会及び評議員会の出席)

第3条 役員及び顧問が理事会又は評議員会に出席したとき、並びに評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

### (理事長の報酬)

第4条 理事長の報酬は別表2のとおりとする。

### (理事、顧問及び評議員の報酬)

第5条 理事長が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、その業務に当たった場合は、別表3により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 理事及び顧問が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務に当たった場合は、別表3により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 評議員が評議員会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務に当たった場合は、別表3により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

4 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

### (監事の報酬)

第6条 監事が法人及び施設の運営状況を指導又は監査の業務に当たった場合は、別表3により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

### (委員の報酬)

第7条 委員が法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務に当たった場合は、別表3により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

### (出張旅費)

第8条 役員、顧問及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表4により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

### (適用除外)

第9条 法人及び施設の職員を兼務する役員等は、この規程を適用しない。

### (改正)

第10条 本規程を改正する場合は、評議員会の議決を経なければならない。

別表 1

名 称	報酬額	実費弁償費
理事会出席報酬等	1回 3,000円	交通費は「社会福祉法人たかずや福社会施設職員旅費に関する規程」(以下「旅費規程」という。)を準用し、支給する。この場合、旅費規程内の「職員」を「理事」等に、「施設長」を「理事長」に読み替える。
評議員会出席報酬等	1回 3,000円	

別表 2

名 称	報酬額
理事長	年額 200,000円

別表 3

名 称	報酬額	実費弁償費
理事、顧問、評議員及び委員業務報酬等	1回 3,000円	交通費は旅費規程を準用し、支給する。この場合、旅費規程内の「職員」を「理事」等に、「施設長」を「理事長」に読み替える。
監事監査指導報酬費	1回 3,000円	

別表 4

旅 費	実施弁賞
実 費	旅費は旅費規程を準用し、支給する。この場合、旅費規程内の「職員」を「理事」等に、「施設長」を「理事長」に読み替える。

## 附 則

(施行日)

1 この規程は、平成29年6月19日より施行する。なお、平成29年4月1日から施行日前日までは従前の例による。

(廃止)

2 社会福祉法人たかずや福社会報酬規程は、廃止する。